

青森市

障がいのある人もない人も 共に生きる社会づくり条例



「青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」
(平成29年4月1日施行)が制定されました。

私たち一人ひとりが障がいについて理解し、障がいを理由とした
不当な差別のない、誰もが暮らしやすい社会づくりをみんなで考え
ていきましょう。

障がい者支援課 (☎017-734-2317)

条例制定の趣旨

私たちの住む青森市は、世界有数の豪雪都市です。特に障がいのある人にとって厳しい自然環境にあります。障がいのある人が安心して暮らすことができるまちとなるよう、様々な取組を進めてきました。

しかし、障がいや障がいのある人に対する理解不足や誤解などで、障がいのある人が、不利益な取扱いを受けている、配慮が十分ではないと感じている状況が見られます。

平成18年に国際連合で「障害者の権利に関する条約」が採択され、国でも昨年4月に障害者差別解消法が施行されるなど、国内外で障がいのある人の権利を尊重する意識が高まっています。本市も、障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深め、障がいのある人に対する差別を解消し、障がいのある人の権利を尊重するための取組を推進していく必要があります。

全ての市民が、誰もが互いを尊重し、支え合い、地域で



安心して暮らしながら、生きがいを持って参加できる共生社会の実現を目指し、この条例を制定しました。

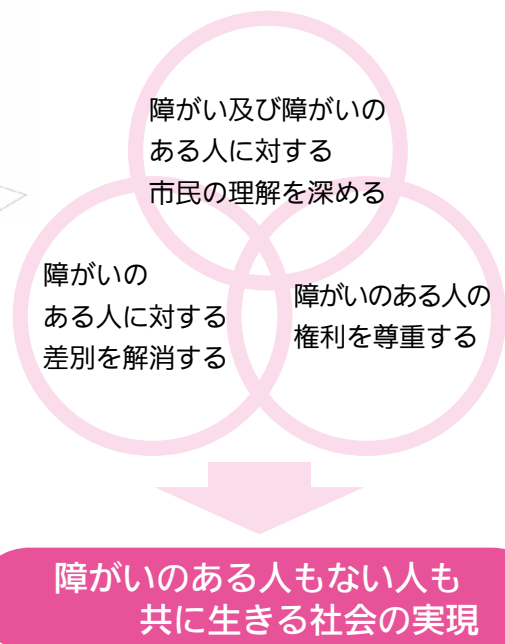
この条例では、差別等の禁止や障がいのある人の権利の尊重、共生社会の実現に向けた取組について定めています。

●市の責務（義務）

障がい及び障がいのある人に対する市民の理解を深め、障がいを理由とする差別を解消し、障がいのある人の権利を尊重するために必要な施策を策定し実施する。

●市民及び事業者の責務（努力義務）

市の施策に協力するよう努める。



まずはひとことから始めよう



溝江 広騎さん

東北福祉大学で社会福祉学を専攻、社会福祉士の資格を取得。現在は自立生活センターPingあおもり スタッフ、(特定・一般・障害児)相談支援事業所ピアニエッタ相談支援専門員。

溝江広騎さんは、小児麻痺により四肢に障がいがあり、比較的麻痺の軽い右手で電動車いすの操作や、パソコンでの資料作成などもこなします。現在は福祉関係事業所に勤務。障がいのあるかたの自立生活に向けたサービスの紹介やプログラムづくり、カウンセリングを行う傍ら、相談支援専門員としても、専門的な知識と経験を生かしたアドバイスで信頼を集めています。

「居酒屋が好きな溝江さんですが、残念なのは、行きたいお店ではなく、入れるお店を選ばなくてはならないこと。」「車いすは段差や階段に弱く、狭い所は通りにくいです。でも、いすを一つ動かしてもらったり、前輪を上げてもらったり、ちょっと手伝ってくれるだけで、入れるお店も増えるんです」

段差などで困っていると、心配そうに見ているけれど、声をかけずらそうにしている人が多いそうです。手助けを頼むと、ほっとした表情になる人も。」「障がいのある人は遠慮してしまい助けを求めにくい傾向があります。逆に、まわりの人はどうしたらいいかわからず、戸惑うかたも多くいます。障がいは一人ひとり違いますから、どうすればいいのか、身構えずに聞いてくれると、すごく助かります」

『お手伝いしましょうか?』のひとことからはじめてみませんか。

条例の概要

差別等の禁止

障がいのある人に、障がいを理由とする差別をすること、その他の権利利益を侵害する行為をしてはけません。また、障がいを理由とする差別は、障がいのある人の存在を意識せずに、間接的に行われることがあることを理解しなければなりません。

社会的障壁

障がいのある人にとって日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他を、「社会的障壁」といいます。

| | |
|----------|---------------------------|
| 社会における事物 | 通行や利用がしにくい施設、設備など |
| 制度 | 利用しにくい制度 |
| 慣行 | 障がいのある人の存在を意識していない慣習、文化など |
| 観念その他 | 障がいのある人への偏見など |

合理的配慮が必要な場面

- ・医療、教育、療育その他福祉サービスを提供するとき
- ・施設・公共交通機関を利用するとき
- ・情報を提供及び受領するとき
- ・災害時及び緊急時に援護するとき
- ・商品の販売、不動産の取引、サービスを提供するとき
- ・雇用するとき
- ・その他合理的配慮が必要なとき



社会的障壁の除去についての合理的配慮

障がいのある人から、社会的障壁の除去について何らかの配慮を求められた場合は、負担になりすぎない範囲で、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、必要な配慮を行うことが求められます。

障がいのある人の権利の尊重のために

障がいを理由とする差別に対する相談体制

相談

障がいのある人は、市に障がいを理由とする差別の相談ができます。市は、事実の確認や調査、解決に必要な説明や助言などを行います。

助言・あっせん

相談事案が解決されないときは、市長に対して助言・あっせんの申し立てができます。障がいのある人やその家族、福祉・医療・雇用・教育関係者、学識経験者、弁護士などからなる青森市障がい者差別解消調整委員会が審議をして、市長が助言・あっせんを行います。

勧告

差別を行ったと認められるものが、助言やあっせんに従わないときは、従うよう、市長が勧告することができます。